

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集～サーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	(※1)、(※2)、(※3)、(※4) (文中に追記) ※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の～資格喪失していることを確認することも可能。 ※2:保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 ※3:給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)～支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応スケジュール～今後二次対応に合わせて評価の再実施を行う予定である。	(削除)	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	(追記)	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成～・市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	(記載なし)	(全文追加)	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、	被保険者資格や給付の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に～書類の添付を省略することができる。	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追記)	・住民基本台帳法 第30条の9	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記載なし)	(全文追加)	事前	
平成29年2月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長 服部 明子	総務課長 森田 金哉	事後	
平成29年2月27日	(別添1) 事務の内容 業務全体図	(追記)	「地方公共団体情報システム機構」「取りまとめ機関」(図の追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 業務全体図	「評価の範囲」(広域連合のみ)	「評価の範囲」(医療保険者が保有する特定個人情報ファイルの追加)	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の即時交付申請 (備考)	(追記)	※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。～「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載。	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (2)住民基本台帳情報等の取得 (備考)	(追記)	※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。～「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載。	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 (備考)	(追記)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (2)保険料収納管理 (備考)	(追記)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 3. 給付業務 (備考)	(追記)	※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)	(記載なし)	(全文・図追加)	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」「3. 給付業務」に付随する事務)	(記載なし)	(全文・図追加)	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」「2. 賦課・収納業務」「3. 給付業務」に付随する事務)	(記載なし)	(全文・図追加)	事前	
平成29年2月27日	(別添1)事務の内容 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手 (「1. 資格管理業務」に付随する事務)	(記載なし)	(全文・図追加)	事前	
平成29年2月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]その他()	[○]その他(「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事前	
平成29年2月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	広域連合は市区町村から以下の特定個人情報を入手する。	1. 広域連合は市区町村から以下の特定個人情報を入手する。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(追記)	2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号情報の入手～医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。頻度は随時。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性～統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律法第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。	1. 高齢者の医療の確保に関する法律法第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(追記)	2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、～本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	(追記)	・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と～当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(追記)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手～当該被保険者の申請情報と照会・確認することに使用する。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(追記)	・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を～当該被保険者の申請情報と突合する。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	4件	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(記載なし)	(全文追加)	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	(全文追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4	(記載なし)	(全文追加)	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件	[O]提供を行っている (16)件	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先1(①～⑦)	(記載なし)	(全文追加) (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を追加)	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追記)	<標準システムにおける措置> <中間サーバーにおける措置>～許可された者のみが入室できる管理対象区域に設置する。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間	定められていない	20年以上	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その他妥当性	(追記)	<標準システムにおける保管期間> <中間サーバーにおける保管期間>～保管期間は1年を超えることはない。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その他妥当性	保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある。	保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	消去しない。	<標準システムにおける措置>～廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。	事前	
平成29年2月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追記)	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報) 「被保険者枝番」 <情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報)～副本管理(葬祭費) <情報提供等記録項目> 処理番号～被保険者枝番 <本人確認項目> その他条件 履歴情報～要求レコード番号 ※中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、～一体のものとして評価を行っている。	事前	
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追記)	【市区町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】～中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追記)	【市区町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】～必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	【市区町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】～不適切な方法で入手が行われることはない。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	【市区町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】～データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	(追記)	<標準システムにおける措置> <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>～統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	(追記)	<標準システムにおける措置> <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>～当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	(追記)	<標準システムにおける措置> <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>～許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用記録	(追記)	<標準システムにおける措置> <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>～統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	(追記)	<標準システムにおける措置> <中間サーバーにおける措置>～許可された事務手続きのみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	(追記)	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、～電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。 ・バックアップファイルは暗号化し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>～情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	(追記)	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>>～パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。</p>	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	(追記)	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>>～セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p>	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(追記)	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>>～データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</p>	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(追記)	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>>～データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</p>	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	(追記)	<p><当広域連合で行う業務における措置></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p>>～保存期間経過後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。</p>	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定	・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	(追記)	・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	(追記)	・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(記載なし)	(全文追加)	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(追記)	<標準システムサーバー等における措置> <中間サーバーにおける措置>~監視カメラによる監視及び施設管理をすることでリスクを回避する。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(追記)	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>~データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	(追記)	<標準システムにおける措置> <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>~速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	(追記)	<標準システムにおける措置> <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>~また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある。	期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	事前	
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	(全文追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。	事前	
平成29年2月27日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 ②監査	(追記)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 4 加入者情報管理業務	統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 ○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。(以下「統合専用端末連携」という。) ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎ、ファイルを送信する。(以下「サーバー間連携」という。)	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 4 加入者情報管理業務	統合専用端末を用いて	統合専用端末連携またはサーバー間連携で	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 5 副本管理業務	統合専用端末へ移送後、	統合専用端末連携またはサーバー間連携で	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 6 情報照会業務	統合専用端末へ移送後、	統合専用端末連携またはサーバー間連携で	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 6 情報照会業務	広域連合職員は統合専用端末を用いて	統合専用端末連携またはサーバー間連携で	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、28、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事前	
令和1年8月5日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	②所属長 総務課長 森田 金哉	②所属長の役職 総務課長	事後	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	「(統合専用端末)」及び「(サーバー間連携)」の文言追加	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務 (2)住民基本台帳情報等の取得 (備考)	電子媒体等	電子記録媒体等	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 (備考)	電子媒体等	電子記録媒体等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 2. 賦課・収納業務 (2)保険料収納管理 (備考)	電子媒体等	電子記録媒体等	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	(新設)	(全文・図追加)	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	(新設)	(全文・図追加)	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合	事前	
令和1年8月5日	(別添1)事務の内容 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合	(新設)	(全文・図追加)	事前	
令和1年8月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性	統合専用端末を利用し	統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し	事前	
令和1年8月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル (資格関連情報)	(追記)	住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化)	事前	
令和1年8月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性	統合専用端末を利用し	統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し	事前	
令和1年8月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転・提供の有無	[○]提供を行っている (16)件	[○]提供を行っている (24)件	事前	
令和1年8月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル (資格関連情報)	(追記)	住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル (賦課・収納関連情報)	(追記)	高額介護合算療養費等支給申請書情報	事前	
令和1年8月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号 (資格関連情報)	(追記)	被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化)	事前	
令和1年8月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号 (賦課・収納関連情報)	(追記)	減額対象所得判定情報管理	事前	
令和1年8月5日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号 (給付関連情報)	(追記)	第三者行為求償連携管理 外来年間合算支給申請書情報 外来年間合算自己負担額情報 外来年間合算計算結果情報 外来年間合算計算結果内訳情報	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期間を定めている。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	統合専用端末を利用した	統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	統合専用端末を利用した	統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託者から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約の調査事項に基づき	委託契約の監査、調査等事項に基づき	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約の調査事項に基づき	委託契約の監査、調査等事項に基づき	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録と関連する書面の記録を照合して確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、	情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り混じり・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 入手の際に特定個人情報が入り混じり・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録と関連する書面の記録を照合し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録と関連する書面の記録を照合し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策> ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。	・統合専用端末およびサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追記)	・サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。	事前	
令和1年8月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	(2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	事前	
令和1年8月5日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(追記)	・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事前	
令和2年5月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務②事務の内容 <制度内容>	(追記)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務②事務の内容 <事務内容> 1. 資格管理業務	～～上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	～～上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。 ※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-2:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事前	
令和2年5月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容 システム2 ②システムの機能	(1)資格履歴管理事務に係る機能 新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。	(1)資格履歴管理事務に係る機能 ①新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 ②個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	
令和2年5月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報を取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	・オンライン資格確認等システムを通じて、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしゅみを実現する。	事前	
令和2年5月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当広域連合における資格履歴を管理するため。	・当広域連合における資格履歴を管理するため。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事前	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、およびオンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	事前	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～4 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。	埼玉県後期高齢者医療広域連合 総務課への問合せ	事後	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (24) 件	[○]提供を行っている (26) 件	事後	
令和2年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 <中間サーバーにおける措置>	・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入室できる管理対象区域に設置する。	・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事前	
令和2年5月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 宛名番号	(追記)	<資格関連項目> 個人番号管理情報(個人情報) <賦課・収納関連情報> 所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細 <給付関連情報> 葬祭費(その他) 高額療養費計算WK <情報連携関連項目> 加入者情報管理(個人情報)	事前	
令和2年5月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 被保険者枝番	(追記)	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(システム基本情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報) <共通情報> 稼働ログ管理	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号	(追記)	<資格関連情報> 基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報) <共通情報> 稼働ログ管理 メモ管理 <情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報) <給付関連情報> 葬祭費(その他) 特定医療費等連絡対象者管理 高額介護合算計算結果情報 <本人確認項目> 券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事前	
令和2年5月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	
令和2年12月17日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者枝番	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(判定対象情報)	(削除)	事前	
令和2年12月17日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号	(追記)	<共通情報> 選択履歴 <給付関連情報> 医療費通知発行申請管理	事前	
令和4年3月15日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	
令和4年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠 ・番号法第19条8号及び同法別表第二項番80、81	事後	
令和4年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	職員及び囑託員の就任時には、	職員及び会計年度任用職員の就任時には、	事後	
令和4年11月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 3. 給付業務	3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 ※3. 給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 ※3. 給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	公金口座利用開始による修正
令和5年11月30日	「I 基本情報」「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」「②事務の内容」3. 給付業務	3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。	3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費等支給申請に関する届出を受け付け、広域連合において支給の決定処理を行い、広域連合から当該住民に対して支給決定通知書等を交付する(※3)。	事後	
令和5年11月30日	「I 基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム「①システムの名称」	※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	事前	
令和5年11月30日	「I 基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム「②システムの機能」	3. 給付業務 ・市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。	3. 給付業務 ・療養費等支給申請に関するデータを広域連合の標準システムに登録し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて支給決定を行い、支給決定通知情報等を発行する。	事後	
令和5年11月30日	「I 基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム「②システムの機能」	6. 情報照会業務 (追記)	6. 情報照会業務 なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。	事前	
令和5年11月30日	(別添1)事務の内容 3. 給付業務	図の差し替え	図の差し替え	事後	
令和5年11月30日	(別添1)事務の内容 3. 給付業務	(備考) 3. 給付業務 6-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。 6-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。 6-③市区町村の窓口端末に、申請事項を登録する。 6-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が送信される。 6-⑤広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。 6-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。 6-⑧市区町村において、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、療養費支給決定通知書等の発行を行う。 6-⑨療養費支給決定通知書等を交付する。 ※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会とは、「6. 情報照会」に記載。	(備考) 3. 給付業務 6-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費等支給申請に関する届出を受け付ける。 6-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。 6-③市区町村の窓口端末に、申請事項を登録する。 6-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費等関連情報」が送信される。 6-⑤広域連合の標準システムでは、送付された「療養費等関連情報」に基づいて、同システムで療養費等の支給決定処理を行う。 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費等支給決定通知情報」等が作成される。 6-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「療養費等支給決定通知情報」等を配信する。 6-⑧市区町村において、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、「療養費等支給決定通知情報」等を確認する。 6-⑨支給決定通知書等を交付する。 ※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会とは、「6. 情報照会」に記載。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」③入手の時期・頻度」	・給付業務 ・療養費関連情報等：市区町村等で申請書等を基に作成した療養費情報等。頻度は月次。	・給付業務 ・療養費等関連情報：市区町村等で申請書等を基に作成した療養費等の情報。頻度は月次。	事後	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」④入手に係る妥当性」	・給付業務 ・療養費関連情報等：療養費の申請は日々発生するが、療養費は月ごとにまとめて支給決定するため月次。	・給付業務 ・療養費等関連情報：療養費等の申請は日々発生するが、療養費等は月ごとにまとめて支給決定するため月次。	事後	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」⑥使用方法」	3. 給付業務 ・市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を市区町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成する。市区町村の窓口端末で療養費支給決定通知情報等を出して、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	3. 給付業務 ・市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費等支給申請に関する届出を受け付け、その届出内容を市区町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて支給の決定処理を行い、支給決定通知情報等を作成し、市区町村の窓口端末へ配信する。広域連合で当該住民に対して支給決定通知書等を交付する。	事後	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託の有無 ※」	4件	5件	事前	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項1」⑨再委託事項」	広域連合の標準システム運用業務の一部(一括処理パラメータの入力/一括処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/金融機関等各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)	広域連合の標準システム運用業務の一部(一括処理パラメータの入力/一括処理の実行/夜間処理前の任意バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時のバックアップでは対処できない復旧に関する支援作業/金融機関等各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)	事前	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項5」	(追記)	「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を委託事項に追記	事前	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先1」③移転する情報」	・給付業務 ・療養費支給決定通知情報：療養費支給決定通知の出力に必要な情報と宛名情報等	・給付業務 ・療養費等支給決定通知情報等：療養費等支給決定通知等の出力に必要な情報と宛名情報等	事後	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先1」⑦時期・頻度」	・給付業務 ・療養費支給決定通知情報：番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時。	・給付業務 ・療養費等支給決定通知情報等：番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、被保険者から療養費等の支給申請がある都度に随時。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「①保管場所※」	<p><標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、バイオ(生体)認証を実施している。 ・サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。 ・サーバー室への入退とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長兼総務課長)及び情報システム管理者(所管担当課長)が職員等に対して実施する。 ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 	<p><標準システムにおける措置> ①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p>	事前	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「③消去方法」	<p><標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</p>	<p><標準システムにおける措置> ・保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑤物理的対策」具体的な対策の内容」	<p><標準システムサーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 ・クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合には、物理的破壊を行う。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑥技術的対策」具体的な対策の内容」	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムにおいて保有する特定個人情報、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ・標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」消去手順」手順の内容」	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅰ基本情報」6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」②法令上の根拠」	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80, 81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80, 81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第59条の3 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供・移転の有無」	26件	18件	事後	
令和5年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	
令和5年1月30日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	一覧の差し替え	一覧の差し替え	事後	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	・当広域連合における個人情報保護条例第63条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」 「リスクに対する措置の内容」	・当広域連合における個人情報保護条例第63条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「3. 特定個人情報の使用」 「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	・当広域連合における個人情報保護条例第63条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「特定個人情報の提供ルール」 「委託先から他者への提供に関するルール」 「ルール遵守の確認方法」	また、当広域連合における個人情報保護条例第10条及び第12条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。	削除	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」 「リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク」 「特定個人情報の提供・移転に関するルール」 「ルール遵守の確認方法」	また、当広域連合の個人情報保護条例第13条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。	・市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	・当広域連合における個人情報保護条例第63条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク5: 不正な提供が行われるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	また、当広域連合の個人情報保護条例第13条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続「リスク6:不適切な方法で提供されるリスク」リスクに対する措置の内容	また、当広域連合の個人情報保護条例第13条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。	削除	事前	
令和5年1月30日	「Ⅳその他のリスク対策」1. 監査」「2監査」具体的な内容	・当広域連合の最高情報統括責任者は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	・当広域連合の最高情報統括責任者は、当広域連合の個人情報保護法施行条例(令和5年3月31日までは、当広域連合における個人情報保護条例)に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」3. 特定個人情報の使用「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」「ユーザ認証の管理」「具体的な管理方法」	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・広域連合ごとに適切なアクセス権をロール設定を割り当てることで、他の自身の広域連合以外の情報にアクセスできないようにシステム的に制御している。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」3. 特定個人情報の使用「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」「アクセス権限の発効・失効の管理」「具体的な管理方法」	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、情報システム管理者が、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」3. 特定個人情報の使用「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」リスクに対する措置の内容	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」3. 特定個人情報の使用「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」リスクに対する措置の内容	(追記)	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑤物理的対策」具体的な対策の内容」	(追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑥技術的対策」具体的な対策の内容」	(追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。	事前	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※」7. 特定個人情報の保管・消去」リスク3: 特定個人情報の消去されずいつまでも存在するリスク」消去手順」手順の内容」	(追記)	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報記録された機器を廃棄する際、消去証明書等により消去されたことを確認する。	事前	
令和5年1月30日	「(別添1) 事務の内容」5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合」	インターフェースファイル	インタフェースファイル	事後	
令和5年1月30日	「(別添1) 事務の内容」5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合」	インターフェースファイル	インタフェースファイル	事後	
令和5年1月30日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」③入手の時期・頻度」	中間サーバ	中間サーバー	事後	
令和5年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」リスクに対する措置の内容」	(追記)	中間サーバーとの	事後	
令和5年1月30日	「Ⅳ評価実施手続」1. 基礎項目評価」①実施日」	令和4年3月15日	令和5年1月30日	事後	
令和5年1月30日	「Ⅳ評価実施手続」2. 国民・住民等からの意見の聴取」②実施日・期間」	平成31年4月26日から令和元年5月25日	令和4年12月6日から令和5年1月4日まで 30日間	事後	
令和5年1月30日	「Ⅳ評価実施手続」3. 第三者点検」①実施日」	令和1年7月23日	令和5年1月12日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	「IV評価実施手続」③. 第三者点検」「③結果」	<p>特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の内容について、適合性及び妥当性を第三者の立場で点検した結果、その記載は特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。</p> <p>なお、特定個人情報の情報漏えい等の事故(委託先を含む)があった場合の結果の重大性に鑑み、特定個人情報保護評価書に記載されたリスク対策等を適正に実施するとともに、リスク対策等の継続的な改善に努めることを求められた。</p>	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システムのクラウド化を含めた後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価に関し、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の内容については、特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護評価委員会告示第4号)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性を有するものと認められた。</p> <p>なお、情報漏えい等の事故(委託先を含む)があった場合の結果の重大性に鑑み、引き続き特定個人情報保護評価書に記載されたリスク対策等を確実に実施するとともに、リスク対策等の継続的な改善に努めていくことを求められた。</p>	事後	
令和5年11月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追記)	<p><資格関連情報> 証交付不要申請管理</p> <p><賦課・収納関連情報> 所得課税情報医療費収集用被保険者番号管理</p>	事前	
令和6年5月17日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追記)	<給付関連情報> 公金受取口座照会管理	事前	
令和6年5月17日	「IV評価実施手続」①. 基礎項目評価」「①実施日」	令和5年1月30日	令和6年5月17日	事前	
令和6年11月29日	「I 基本情報」①. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」「②事務の内容」	<p><事務内容> 後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p>	<p><事務内容> 後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村:各種届出の受付や資格確認等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p>	事前	
令和6年11月29日	「I 基本情報」①. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」「②事務の内容」	<p>1. 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。 ※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-2:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナンバーを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p>	<p>1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市区町村は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書を発行する(※1、1-2)。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)。 ※1: 当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 ※1-2: 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-3: オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナンバーを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「I 基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム1」「②システムの機能」	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 ・市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。 ・市区町村の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 ・市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 ・(2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。	1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得 ・市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票等の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信、又は、被保険者資格等に関する届出等情報を基に市区町村の窓口端末へ入力し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 ・被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 ・市区町村の窓口端末では配信された決定情報を基に資格確認書等(資格情報のお知らせを含む。以下同じ。)を発行する。 ※オンライン資格確認等システムから連携されるマイナ保険証利用登録者情報を標準システムに取り込み、当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。	事前	
令和6年11月29日	「I 基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム1」「②システムの機能」	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 ・標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 ・標準システムは資格確認書等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。	事前	
令和6年11月29日	「I 基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム2」「②システムの機能」	中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。	中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「実施機関」という。)が運営する。	事前	
令和6年11月29日	「I 基本情報」5. 個人番号の利用※「法令上の根拠」	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9	・番号法 第9条及び別表05の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・住民基本台帳法 第30条の9(支払基金)	事前	
令和6年11月29日	「I 基本情報」6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※「法令上の根拠」	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、120 番号利用別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第59条の3	・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	事前	
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 業務全体図	取りまとめ機関 被保険者証 証提示 被保険者資格に関する届出等	実施機関 資格確認書等 マイナ保険証等の提示 被保険者資格等に関する届出等	事前	
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務	(1)被保険者証等の即時交付申請 被保険者資格に関する届出 被保険者証	(1)被保険者資格等情報の取得、(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格等に関する届出等 資格確認書 図の追加(実施機関)	事前	
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務	(2)住民基本台帳等の取得	(1)被保険者資格等情報の取得	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 1. 資格管理業務	(3)被保険者資格の異動	(2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交付	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」④入手に係る妥当性」	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表85の項により利用可。	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」④入手に係る妥当性」	1. 入手する根拠 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠 ・番号法第19条第8号、81 2. 入手の時期・頻度の妥当性 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出・転入時等に市区町村窓口において申請者に被保険者証を即時交付する必要があるため届出のある都度。 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	1. 入手する根拠 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 2. 入手の時期・頻度の妥当性 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出・転入時等に市区町村窓口において申請者に資格確認書等を即時交付する必要があるため届出のある都度。 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法 ※」	1. 資格管理業務 ・被保険者証の即時交付申請 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市区町村の窓口端末に入力する。市区町村の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、市区町村の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。 ・住民基本台帳等の取得 市区町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市区町村システム内に移行することで、市区町村システム内でも同情報を管理する。	1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市区町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信する。市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市区町村の窓口端末に入力する。併せて、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市区町村システム内に移行することで、市区町村システム内でも同情報を管理する。 ・資格確認書等の交付 市区町村の窓口端末から資格確認書等を発行し交付する。	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供・移転の有無」	[○]提供を行っている (18)件	[○]提供を行っている (20)件	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」②提供先における用途」	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先」「③提供する情報」	番号法第19条第8号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各利用特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先」「③移転する情報」「資格管理業務」	・被保険者情報:後期高齢者医療の被保険者情報等 ・被保険者証発行用情報:被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等 (被保険者証に関する情報) ・住所地特例者情報:住所地特例者の情報等	・被保険者情報:後期高齢者医療の被保険者情報等 ・資格確認書等発行用情報:資格確認書、資格情報のお知らせ発行用の情報等 (資格確認書等に関する情報) ・住所地特例者情報:住所地特例者の情報等	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」移転先」「⑦時期・頻度」「資格管理業務」	・被保険者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度 ・被保険者証発行用情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度 (被保険者証に関する情報) ・住所地特例者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、月次の頻度	・被保険者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度 ・資格確認書等発行用情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、日次の頻度 (資格確認書等に関する情報) ・住所地特例者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に、月次の頻度	事前	
令和6年11月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」6. 特定個人情報の保管・消去」③消去方法」	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>	<実施機関が定める当広域連合の運用における措置>	事前	
令和6年11月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 宛名番号	<資格関連情報> (追記)	<資格関連情報> 国保住所地特例者情報	事前	
令和6年11月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者枝番	<情報連携関連情報> (追記)	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(判定対象情報) 保険証利用登録情報管理	事前	
令和6年11月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号	<資格関連情報> (追記) <情報連携管理情報> (追記) <給付関連情報> (追記)	<資格関連情報> 限度額適用申請情報 資格確認書交付申請管理 <情報連携管理情報> 副本管理(判定対象情報) 保険証利用登録情報管理 <給付関連情報> 高額介護合算計算結果内訳情報 高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他県公費累積WK	事前	
令和6年11月29日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)」	取りまとめ機関	実施機関	事前	
令和6年11月29日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)」6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク1:目的外の入手が行われるリスク」リスクに対する措置の内容」	(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な利用特定個人情報をリスト化したもの。	事前	
令和6年11月29日	「Ⅳ その他のリスク対策 ※」	取りまとめ機関	実施機関	事前	
令和6年11月29日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」0. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」③手数料等」	手数料は無料であるが、写しの作成及び送付に要する費用は請求者負担。納付方法は納付書による口座振込。	手数料は無料であるが、写しの作成及び送付に要する費用は請求者負担。納付方法は現金払い又は納付書による口座振込。	事後	実態に合わせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	「V 開示請求、問合せ」「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」「④個人情報ファイル簿の公表」	個人情報ファイル簿の公表: 行っていない	個人情報ファイル簿の公表: 行っている 個人情報ファイル名 後期高齢者医療関連情報ファイル 公表場所 https://www.saitama-koukikourei.org/jouhou/koukokubutsu-2-2-2/	事後	実態に合わせた修正
令和6年11月29日	「IV評価実施手続」「1. 基礎項目評価」「①実施日」	令和6年5月17日	令和6年11月29日	事前	
令和6年11月29日	別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」	(全面改訂)	(全面改訂)	事前	